

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）新旧対照表（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）

改 正 後	改 正 前
（<u>中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例</u>） 第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の<u>区分</u>に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。 （削除） 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 三 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、<u>同項各号に掲げる事業年度</u>の終了後三月以内に、<u>当該各号</u>に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。 3 第一項の評価は、<u>同項各号</u>に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。 4～6（現行のとおり） 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。<u>この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。</u>	（<u>各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例</u>） 第七十八条の二 公立大学法人は、<u>毎事業年度の終了後、当該事業年度が</u>次の各号に掲げる事業年度の<u>いずれに該当するか</u>に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。 <u>一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績</u> 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 <u>当該事業年度における業務の実績及び</u>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 三 中期目標の期間の最後の事業年度 <u>当該事業年度における業務の実績及び</u>中期目標の期間における業務の実績 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、<u>各事業年度の</u>終了後三月以内に、<u>同項第一号、第二号又は第三号</u>に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。 3 第一項の評価は、<u>同項第一号、第二号又は第三号</u>に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。<u>この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</u> 4～6 （略） 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。